

第3回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年5月9日(木) 午後3時30分～午後4時43分
2. 会 場 黒潮町役場大方庁舎 3階 中会議室
3. 出席委員 【農業委員】(12人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 松本昌子、
10番 敷地智也、11番 酒井幸男、12番 福留康弘、14番 吉尾好市
【推進委員】(6人)
2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：事務局長 宮地 丈夫、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(2人) 4番 藤原 忍、13番 ハジフィ泉
【推進委員】(1人) 1番 大石正幸、
5. 議事日程

(1) 出席委員の確認及び議事録署名人の指名

(2) 各議案の審議

議案第1号 非農地証明願について(2件)

議案第2号 形状変更に関する届出の報告について(1件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について

(3) その他の討議・報告事項について

議 長 これより定例会を始めたいと思います。

5月1日より新しく元号が変わりまして令和ということになりました。

早稲の田植えもぼつぼつ終わったかなという感じですが、また、中生(なかて)とか回し付けとか、いろいろあろうかと思います。忙しい中、お集まりいただきました。

また、今日は歓送迎会を予定しております。また全員参加でお願いをしたい
と思います。

欠席が、藤原さん、ハジフィ泉さん、大石さんが、3名の欠席ですが、成立と
いうことです。

議事録の署名人は、濱口さんと山中さんをお願いをしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

議案第1号、非農地証明願について意見が出ております。

1番より随時、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、会の資料1ページをご覧ください。

議案第1号、非農地証明願が今回2件出てきております。

まず1件目、願出人、〇〇〇〇さん。願出地が、黒潮町馬荷字東谷1290番、畑59㎡。同じく、東谷1291番、田380㎡。

願い出の理由としましては、もう20年以上耕作しておらず、現在は荒廃地となっているということです。資料の方は、2ページから6ページになっております。まず、2ページをご覧ください。いつもの航空写真の位置図になります。

馬荷の一番奥の集落、福堂地区の奥の方にバス停が、航空写真の真ん中よりやや上にちょっと大きな交差点がありますけど、そちらのちょっと下の東側奥深いたねの方になります。あと、3ページが住宅地図で、何となく大体の場所が分かるようにはなっているとは思いますが、4ページが航空写真の拡大です。ほぼ、もう山の中になっています。5ページが構図。6ページにつきましては、今回の現地の方が、地元の農業委員の〇〇さんに、ちょっと現場が自分の方もこんな状況で分からないためにご案内させていただいて、現地の確認を2人でしてきております。結局、この2件ともあまりにも奥深い所にあるため、6ページの方に書いておりますが、もう現地確認の方はほぼできておりません。奥に入っていけませんでした。状況としては、ほぼもう荒廃地というよりも、手前からはもう上がっていけるような所ではないという所になっております。今のところ事務局からは以上です。

議長 今、事務局より説明がございましたが、担当の委員さん、〇〇さん、お願いします。

福留委員 大変詳しい事務局からの報告がありましたが、この畑と田んぼには道が1mぐらいしかなく崩れたりして奥まで行けません。この6ページの写真を見ていただくしかないです。〇〇〇〇さんも〇〇からはもう来れない。馬荷の方からは。できたら、非農地の方をお願いしたいということになっておりますのでよろしくお願いします。

議長 今、担当委員長さんからの補足説明もありました。ほかに。

〇〇委員 補足すると私も現地を見に行きましたが、たどり着けませんでした。この写真のとおりで、耕作はもうできない状態です。

議長 農地としては認められないと、そういうことですか？

〇〇委員 はい。

議長 今、担当委員さんの方からの補足説明がありましたが、この件について何か

質疑・質問等ありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですか？

(異議なしの声あり)

議案第 1 号、非農地証明の 1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。

非農地証明、1 番につきまして承認されました。

非農地証明 2 番、お願いします。

事務局 前の資料 1 ページを再び確認願います。

2 件目、願出人、〇〇〇〇さん。願出地、黒潮町加持川字下モロギグチ 19 番、畑 581 m²。

同じく、20 番、畑 148 m²。

同じく、21 番、田 128 m²。

同じく、22 番、田 472 m²。

同じく、23 番、田 89 m²。

理由は、30 年以上耕作しておらず、現在は原野となっているということです。

配布資料の方は 7 ページをご覧ください。

場所は、航空写真の地図で起こしておりますが、以前何度か非農地証明が出ておりました。航空写真で右側に加持の本村の集落と、この集会所があります。その集落の加持本村地区のちょっと奥側の川沿いのほぼ山林になったような所になっております。

8 ページが住宅地図、9 ページが航空写真での拡大、10 ページが構図、11 ページの方は、2 筆、川の対岸のこちら側の県道側から撮っております。

現地の方は、ここも現地確認に下りていかず、対岸から撮った方が分かりやすいということで、対岸から撮らせてもらっております。

12 ページの方が、残りの 3 筆。これも同じく対岸の方から撮らせてもらっておりますが、木も生え、大きな背の高い草も生え、ほぼ荒廃したような形となっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当の委員さん、補足をお願いします。

〇〇君。

〇〇委員 〇〇〇〇さんが、この 7 ページの写真の中ごろの左側の方へ、ここは今も田んぼを作っています。昔は、奥の方でミカンを作っていてその木が 2、3 本残っ

ているようです。もう奥までは耕作できないということで、非農地にしてほしいということでした。復旧も困難かと思えます。

議長 担当の委員さんの方から補足説明がありました。

ほかに質疑・質問等ありませんか。

(質疑等なし)

ないようでしたら承認を受けたいと思いますが、いいですか？

(異議なしの声あり)

非農地証明の2番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数です。

非農地証明願の2番につきまして承認されました。

議案第2号、形状変更に関する届出の報告について1件出ております。

事務局の説明をお願いします。

事務局 1ページをご覧ください。

議案第2号、形状変更届の報告事項が1件出てきております。

届出人、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町伊与喜字神田281番2、田の156㎡。

理由は、畑をかさ上げして利用したいということになっております。

資料の方は、13ページをご覧ください。

場所は、航空写真の方でほぼ真ん中、中央にくろしお鉄道の伊与喜駅がありまして、西側の伊与木川を渡りまして伊与喜の集落の方の中になっております。

14ページが住宅地図になっております。15ページが航空写真、現況の拡大。16ページが公図になっております。また、17ページと18ページにつきましては、〇〇〇〇さんの方から、かさ上げの予定の現場のちょっと測量したものが19ページまで引き続きになっており、大体測量した手書きのものも付けさせていただいております。20ページが現況の写真になっております。

現況の方が、町道と町道の間にある、昔は田んぼだった所です。現在はもう畑みたいな形になっているそうです。そこを今後かさ上げして、町道とほぼ同じ高さにして畑として利用したいということになっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。

担当委員さんの方で、何か補足説明があればお願いします。

〇〇委員 13ページ、14ページを見てください。

この申請地①ですが、この両方を道に囲まれています。それで、19と20ページを見てください。

以前はここの町道が、20ページの写真の左側ですが、人家の方に町道があったわけですが、この町道が狭いということで、もう30年以上になり、新しくこ

の奥側、写真の右側の方が昔、田んぼでした。この辺は全部、町道を拡張するということでここへ新しい道をつけたということです。ちょうどこの〇〇〇〇さんの田んぼがこの間に挟まれて、一段道に囲まれて、一段低い状態になったわけです。

それで、今までずっと畑で作っていたようですが、今回ここを埋め立てして、苗床用のビニールハウスをここへ建てたいということです。

赤道もここにあり、〇〇〇〇さんの話では、その赤道については、役場の方に来て見ていただいて、もう話ができているということです。

そういうことで、現在、道に囲まれて一段低いということで使い勝手が悪いので、かさ上げしてビニールハウスを建てて、水稻等の苗床にしたいということです。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 〇〇さんの方から詳しい説明がありました。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手をお願いします。

この赤道というのは、この家の方の側ですか？

事務局 それでは事務局から説明させていただきます。

もともと形状変更の話があったときに赤道が、20 ページの写真で見ていただくと、向かって左側に町道と同じ高さの土地と、今回の形状したい所とのこの点線の間には少しだけ赤道があつて、公図で見ていただくと16 ページの真ん中に今回の申請地を赤枠で掛かっている、その下に道という、細いものが町道と町道の間に通っている。これが赤道で、町道もこの赤道も、かさ上げ畑いかこの場所をかさ上げすると、もうここだけが低くなり不便になるということで〇〇〇〇さんの方に行つてきてですね。

支所の方が担当になりますのでそちらの方でお話を、もう一緒にかさ上げしていいものかどうかということは、話は必ずしておいてくださいということでお話をしてもらふようにして、担当課の方はもう構わないということです。ただし、境界の方が分かるように何か目印で杭でも打っておいてくださいねということもおっしゃっていましたので、恐らくもうそちらの方の話もできています。

あと、両側に町道の方も。水路が両側を通っていますので、そちらの方もお話を建設課の方にしてくださいねということもしていますので、大丈夫だと思います。

議長 赤道についての説明がありました、何か質疑・質問ありませんか？

(質疑等なし)

特にならなければ承認を受けたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、形状変更願ひにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第2号、形状変更届につきまして承認をされました。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3期につきましては別冊で、3枚つづりの資料になっています。

1ページをご覧ください。2件出てきております。

整理番号が大方1-13、貸付人、〇〇〇〇さん。

引き続き、大方1-14、貸付人、〇〇〇〇さん。

借受人の方は、〇〇〇〇さん。

設定期間につきましては、令和元年5月11日から令和16年5月10日までとなっています。設定をする土地につきましては、下田の口字岩合代2963番、同じく、岩合代2964番の隣接地となっております。現況は、両方とも田の用地区域となっております。面積が、2963番の方は1,890㎡、2964番は217㎡となっております。

内容としましては、両方ともレモンをする予定です。今回、〇〇〇〇さんが施設園芸のレンタルハウスを建てるということで利用権設定となっております。

右当たりの借賃の方は、2963番につきましては〇〇〇〇で、2964番につきましては〇〇〇〇となっております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして何か質問・質疑ある方。

これは、借地料が〇〇〇〇になっていますが、この〇〇〇〇の方はハウスでも建つとるわけ？

事務局 恐らく、お互いの話しでということなので、やっぱりいろいろ今までのお話があつてのことだと思います。

現場が、隣同士でも話が、片や〇〇〇〇でいいよということであれば、またもう一つの方は〇〇〇〇でという話で、何かしらその理由があると思います。

議長 このレモンは、この貸付の方がハウスを新しく建てるのでしょうか？

事務局 今年度、県の補助事業を使っていわゆる昔のレンタルハウス「補助事業施設園芸ハウス」というレンタルハウスを建てるに当たって、まずは料金の設定をしてくださいという要件があり、それが出てからあと補助申請を町経由で県に出して、その後着工という流れになります。

議長 借受人がハウスを建てるということね？

事務局 そうですね。

議長 何か、ほかにありませんか。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思います。

利用権の設定につきましてレモンを植えるということでございますが、この件につきまして承認をされる方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第 3 号につきましては承認をされました。

議案第 4 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第 4 号の議案の方になります。

今回、1 件出てきております。資金計画に関する協議が申請者、〇〇〇〇さん、内容がハウスの建設料となっております。

資料は 1 ページから 57 ページまであります。3 ページをご覧ください。

今回、借り入れの申込金額としまして、〇〇〇〇。元金償還方法としまして、〇〇〇〇となっております。

元金償還額が、第 1 回目が〇〇〇〇、第 2 回目以降が〇〇〇〇となっております。

利息の支払い方法や時期は年 2 回、5 月 31 日と 11 月 30 日となっております。

この借り入れに関する事業計画としまして、授業の種類としまして AP ハウスを建てるということになっております。

規模としまして、AP ハウスを 1 棟、8A 分になっております。

事業費が〇〇〇〇になっております。

資金計画は、所要資金としまして〇〇〇〇のうち、右側の欄にいきまして資金調達としましては、今回の借入金〇〇〇〇。その他の借入金は〇〇〇〇です。補助金が〇〇〇〇、自己資金は〇〇〇〇となっております。

最後にですが特記事項としまして、補助内容としまして黒潮町園芸用ハウス整備事業で、黒潮町から補助金額が〇〇〇〇となっております。

資料の方はその後、いろいろ公社の内容などが付いておりますけれども、一応 32 ページに今の実施設計書ということで、ハウスの設計書の方が添付されてきております。

今後、この補助申請を通しまして入札等もありますので、また金額等が若干変わるとは思いますけれども、ビニールハウスを建てるということになっていきます。

最後に 57 ページ、農業公社の今回の園芸用ハウスの建設予定地が、航空写真でハウスの位置を落としてあります。場所は浮鞭の字ヤシロという所になります。事務局からは以上です。

議長 事務局より説明がございました。

〇〇〇〇が借り入れるということですか。

事務局 〇〇〇〇が建設をするということです。

内容は、その研修生を受け入れするためにも町のハウスが足りなくなっているのを新たに建設をするということです。

議 長 研修する為のハウスということですね。

事務局 規模拡大というイメージで持っていただければ分かりやすいかと思います。

議 長 町の事業なので。

ほかに何かありませんか。

(質疑等なし)

この改善資金計画に関する協議につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

議案第 4 号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、承認をされました。

それでは、いったんこの議案の会は閉めたいと思います。

それでは、これで定例会を終わります。後でその他に移りたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後 4 時 43 分終了)